

# 乳幼児健康診査・相談日程表



会場 市民健康づくりセンター(つがる市木造千年3-3)

対象のお子さんには、個別通知で案内や問診票などが送付されます。  
また対象月に利用できない場合は、別月にも利用できます。

## ■乳幼児健康診査

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4 カ 月 児	開催日	28日 (水)	26日 (水)	30日 (水)	21日 (水)	25日 (水)	29日 (水)	27日 (水)	24日 (水)	22日 (水)	26日 (水)	16日 (水)	16日 (水)
	対 象	令和2年 12月生	令和3年 1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生
10 カ 月 児	開催日	21日 (水)	19日 (水)	23日 (水)	14日 (水)	実施 なし	22日 (水)	20日 (水)	17日 (水)	15日 (水)	19日 (水)	9日 (水)	9日 (水)
	対 象	令和2年 6月生	7月生	8月生	9月1日~ 10月15日		10月16日~ 11月30日	12月生	令和3年 1月生	2月生	3月生	4月生	5月生

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 歳 6 カ 月 児	開催日	15日 (木)	13日 (木)	17日 (木)	15日 (木)	実施 なし	16日 (木)	7日 (木)	11日 (木)	9日 (木)	13日 (木)	3日 (木)	3日 (木)
	対 象	令和元年 9月生	10月生	11月生	12月生		令和2年 1・2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生
3 歳 児	開催日	14日 (水)	12日 (水)	16日 (水)	実施 なし	18日 (水)	15日 (水)	6日 (水)	10日 (水)	8日 (水)	12日 (水)	2日 (水)	2日 (水)
	対 象	平成29年 9月生	10月生	11月1日~ 12月7日		12月8日~ 平成30年 1月31日	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生

健康診査を受診されなかったお子さんのいるご家庭には、保健師が訪問し、発達発育・養育の状況について確認を行っています。

## ■相 談 日

### ●子育て広場

対象 生後4カ月から1歳までの赤ちゃんパパママ、妊婦さんならどなたでも利用できます。

身体計測だけの利用もできます。ご希望の方は、10時~11時30分の間で都合のよい時間にお越し下さい。

子育て真っ最中の方や、これから子育てをする方の交流の場です。離乳食学級も開催します。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受付時間等
開催日	22日 (木)	27日 (木)	24日 (木)	30日 (金)	26日 (木)	30日 (木)	28日 (木)	25日 (木)	23日 (木)	27日 (木)	24日 (木)	17日 (木)	受付 10:00~10:15 終了12:00
離乳食 学 級	令和2年 9月生	10月生	11月生	12月生	令和3年 1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	個別通知あり

### ●5歳児すくすく発達相談

5歳をむかえたお子さんの生活や子育ての中で、「会話がかみ合わない」「落ち着きがない」「集団になじめない」「ルールを守って遊べない」など気になることや、小学校入学に向けて心配に感じていることなどご相談ください。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受付時間等
開催日	実施 なし	実施 なし	9日 (水)	28日 (水)	11日 (水)	実施 なし	13日 (水)	実施 なし	1日 (水)	実施 なし	実施 なし	23日 (水)	完全予約制
対 象			平成28年 4・5月生	6・7 月生	8・9 月生		10・11 月生		平成29年 12・1月生			平成29年 2・3月生	個別通知あり

内容 発達に関する相談(小児科医)、子育て相談・家庭での関わり方についての相談、教育相談です。

【問い合わせ先】 健康推進課 電話42-2111 (内線302・304)

## ☑結婚生活スタートアップ事業（新規）

結婚を機に始まる「新しい生活」を応援するため、住宅取得費、賃貸物件の家賃および引っ越し費用を補助します。

### 主な要件

- ◎令和3年1月1～令和4年2月28日に婚姻した新婚世帯
- ◎新婚夫婦の所得を合算した額が400万円未満
  - \*申請時において、無職の場合は所得なしとして算定する
  - \*貸与型奨学金を本人名義で返済している場合、年間返済額を所得から控除する
- ◎夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ◎申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている
- ◎2年以上継続してつがる市に居住する意思がある

各事業の詳細については、市ホームページをご確認ください。



### 対象経費

- ◎新居の購入費（建物のみ）、新築
- ◎新居の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費（各1カ月のみ）※勤務先から住宅手当が支給されている場合はその支給額を除きます。
- ◎引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用）

**補助額** 1世帯当たり上限30万円

### 対象経費の支払期間

令和3年1月1日～令和4年2月28日までに支払った費用

### 申請期間

令和3年5月6日(月)～令和4年3月11日(金)

※申請を希望される方は事前にご相談ください。

## ☑移住者マイホーム応援事業

定住する意思を持って市に転入し、マイホームを取得する世帯に対して、その取得費用の一部を補助します。

### 主な要件

- ◎転入予定または転入後1年以内の世帯で、市内に住宅を取得する満45歳以下の方
- ◎計画認定申請時において、転入日前2年以内に市に居住したことがない世帯
- ◎自治会（加入予定）に加入している世帯

### 補助内容

- ◎住宅取得費用の10%（上限60万円）
- ◎加算額 ①子育て世帯加算  
義務教育終了前の子1人につき10万円（上限30万円）  
②市内業者利用可加算 10万円

### 対象住宅（次の①②を満たす住宅）

- ①自らが居住する取得費用が50万円以上のもの
- ②補助事業認定後に事業開始（着工・購入）し、当該年度3月20日までに完了するもの

## ☑子育て・若年夫婦世帯移住応援事業

定住する意思を持って市に転入し、市内の民間賃貸住宅に入居した世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

### 主な要件

- ◎申請日において、転入した日から1年以内の子育て・若年夫婦世帯
  - 子育て世帯**：義務教育終了前の子とその親の世帯
  - 若年夫婦世帯**：夫婦いずれも申請時に満40歳未満の世帯
- ◎転入日前3年以内に居住したことがない世帯
- ◎5年以上市内に定住する意思のある世帯

### 対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

### 補助内容

実質家賃の1/2  
**月額上限**：子育て世帯 30,000円  
若年夫婦世帯 15,000円

### 対象期間

最長60月(年度を前期・後期に分けて支払い)

## ☑新婚生活応援事業

定住する意思を持って市内の民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

### 主な要件

- ◎申請日において、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦で、夫婦いずれも届け出時に満40歳未満の世帯
- ◎子育て・若年夫婦世帯移住応援事業の対象でない世帯
- ◎5年以上市内に定住する意思のある世帯

### 対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

### 補助内容

実質家賃の1/2（月額上限：15,000円）

### 対象期間

最長60月(年度を前期・後期に分けて支払い)

**申込方法** いずれの事業も、申請は随時受け付けしています。申請書に必要な書類を添付し持参してください。予算の範囲内で受け付けします。申請書などは、市ホームページまたは地域創生対策室の窓口から取得できます。【問い合わせ先】地域創生対策室 電話42-2111(内線362)